

令和8年度加古川市子宮頸がん及び乳がん検診個別勧奨事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者に無料クーポン券（以下、「クーポン券」という。）を送付し受診を勧奨することで、検診受診の動機付けを行うことを目的とする。

(クーポン券発行対象者)

第2条 クーポン券発行対象者は、加古川市住民基本台帳に記載のある者のうち、別表第1又は別表第2に該当するものとする。

(検診台帳の整備)

第3条 市長は前条に規定するクーポン券発行対象者を適正に管理するため、令和8年4月20日を基準日として検診台帳を作成する。

2 検診台帳には、クーポン券発行対象者の氏名、生年月日、住所、クーポン券の受診券番号及び子宮頸がん又は乳がん検診受診の有無等を記載する。

3 第1項に規定する基準日から、子宮頸がん検診は令和9年2月28日まで、乳がん検診は令和9年2月27日までの間に、クーポン券発行対象者になった者のうち、当該年度内に子宮頸がん又は乳がん検診を受診しておらず検診の受診を希望するものについて、適当と認めた場合にはクーポン券発行対象者として検診台帳に登録する。

(クーポン券の発行)

第4条 市長は、前条の検診台帳に記載のある者に対し、クーポン券を発行する。ただし、前条第3項に該当する者については、本人からの申し出を受けてクーポン券を発行する。

(検診受診対象者)

第5条 クーポン券を利用して子宮頸がん又は乳がん検診を受診することができる者（以下、「検診受診対象者」という。）は、前条の規定に基づきクーポン券の発行を受けた者のうち、検診を受診する日において加古川市住民基本台帳に記載のあるものとする。

(クーポン券の有効期限)

第6条 クーポン券の有効期限は、子宮頸がん検診は令和9年2月28日、乳がん検診は令和9年2月27日とする。ただし、検診実施機関の都合により受診できなかった者については、有効期限までに受診の申し込みをした旨の確認が取れた場合に限り、令和9年3月31日までの利用を認めるものとする。

(償還払い)

第7条 検診受診対象者が、検診実施機関においてクーポン券を利用せず、個人負担金を支払って子宮頸がん又は乳がん検診を受診した場合であって、償還払いを希望するときは、加古川市がん検診費支給請求書（様式第1号、以下「支給請求書」という。）に、領収額、受診日及び検診の種類が記載された領収書並びにクーポン券を添え、令和9年3月31日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、支給請求書を審査し、支給の決定をしたときは、その日から起算して30日以内に、請求者に対し個人負担金相当額を支払う。

(クーポン券等の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって、本要綱によるクーポン券を入手し、利用した者があるときは、その者からクーポン券及び市が負担した金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

子宮頸がん検診

年齢・性別	生年月日
20歳の女性	平成17(2005)年4月2日～平成18(2006)年4月1日

別表第2 (第2条関係)

乳がん検診

年齢・性別	生年月日
40歳の女性	昭和60(1985)年4月2日～昭和61(1986)年4月1日

加古川市がん検診費支給請求書

フリガナ		生年 月日	昭・平 年 月 日		
受診者名					
受診年月日	受診医療機関	検診の種類	請求額		
年 月 日			円		
		合計請求額	円		
<p>上記のがん検診をすでに受診し、個人負担金を負担したため、検診費を請求します。</p> <p>添付書類 <input type="checkbox"/> がん検診クーポン券 <input type="checkbox"/> 領収書</p> <p>年 月 日</p> <p>加古川市長 様</p> <p>請求者（受診者） 郵便番号（ - ）</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ 電話（ - - ）</p>					
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 出張所 ()	フリガナ	名義人	
口座番号		普通・()			